

表 466 基礎年金（新法）受給権者数（事業月報）

昭和 61 年 4 月からは、それまで適用されていた国民年金法（旧法）に代わって、新しい国民年金法（新法）が適用されることとなった。この表は、国民年金法（新法）が適用される国民年金の受給権者を区分ごとに表している。

平成 25 年度

	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金	遺族基礎年金	遺族基礎年金	総 数
			〔旧障害福祉年金及び20歳前の障害〕		〔旧母子福祉年金〕	
総 数	228,367	6,210	7,364	1,891	-	243,832
川 崎 区	38,319	1,084	1,184	368	-	40,955
幸 区	28,065	803	973	217	-	30,058
中 原 区	30,883	848	972	217	-	32,920
高 津 区	31,637	926	1,156	298	-	34,017
官 前 区	35,785	937	1,126	354	-	38,202
多 摩 区	32,034	887	1,092	233	-	34,246
麻 生 区	31,644	725	861	204	-	33,434

資料：保険年金課